

令和6年度児童虐待を防止するためのSNS相談業務委託公募要領

この要領は、「令和6年度児童虐待を防止するためのSNS相談業務委託」の契約予定人の公募に関して必要な事項を定めるものである。

1 事業の目的

児童虐待を未然に防止する観点から、子育てに悩みを抱える者や子ども本人に対するSNS等を活用した相談体制を構築し、子育てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談にかかる多様な選択肢を用意することにより、子ども家庭相談体制の充実を図ることを目的とする。

2 委託事業の内容

「令和6年度児童虐待を防止するためのSNS相談業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）（別添1）のとおり。

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 応募要件

本業務の応募要件は、次の各号の全てに該当するものであることとします。

- (1) 県内に主たる事務所を有する法人又は団体で、仕様書に定める業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 岩手県からの受託業務に関し、指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 児童虐待又は児童福祉（子どもの養育等）に関する相談事業を行った実績があること。

5 応募手続

(1) 応募期間

令和6年2月27日（火）から令和6年3月8日（金）まで（必着）

(2) 提出書類

- ア 参加意思確認書（別添2）
- イ 県内に主たる事務所を有する法人又は団体であることを示す書類（定款等）
- ウ 過去5年間で、児童虐待又は児童福祉（子どもの養育等）に関する相談事業の実績を称する書類（契約書、事業実績の分かる報告書等）

(3) 提出方法

電子メール、郵送または持参

(4) 提出先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室子ども家庭担当

E-mail : AD0007-4@pref.iwate.jp

(5) 提出期限

令和6年3月8日(金) 17時まで

6 契約予定人の選定方法

応募要件を満たす応募者が1者の場合には、当該応募者を契約予定人として選定し、応募要件を満たすものが複数存在するときは、別途企画提案の方法により、契約予定人を選定する。

7 企画提案による審査方法

(1) 選考審査会による選考

提出された書類に基づき、別途設置する選考審査において、別表「選考基準」に基づき総合的な評価を行う。

(2) 選考結果及び通知

選考結果は、応募者全員に書面にて通知する。

8 応募要件の無効

応募要件を満たさないもの及びその他公募の条件に違反した者の参加意思確認書は無効とする。

9 その他

(1) 本事業については、令和6年度当初予算の成立を前提として公募を行うものであり、予算編成状況や県議会での審議状況等により、契約締結前に内容の変更、募集停止等の措置を行うことがある。

(2) 応募に要する全ての費用は、応募者の負担とする。

10 問い合わせ先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室子ども家庭担当

TEL : 019-629-5463

E-mail : AD0007-4@pref.iwate.jp

(別表) 選考基準

選考基準	審査内容	配点	採点	
業務遂行能力・実施体制	虐待を中心とした児童関係の相談及びSNS相談の実績を有し、本事業に必要な知識及び経験の蓄積があるか。	10		
	資格を有する業務責任者や相談員の配置など、業務実施に必要な実施体制が確保されているか。	5		
業務の理解・進め方	業務の目的及び内容を十分理解した実施方針及び事業の進め方等になっているか。	10		
緊急時等の対応	緊急時等における対応について具体的に検討され、対応方法が示されるとともに、実行可能な内容となっているか。	5		
準備・スケジュール	令和6年4月1日から相談対応を開始できる理由について、準備状況、計画及びスケジュールに言及しつつ具体的に示され、実行可能な内容となっているか。	5		
個人情報保護・情報セキュリティ	適切な個人情報の保護、情報セキュリティ管理が図られる内容となっているか。	5		
加点事由	本事業を効果的なものにするにあたり、評価すべき工夫・強みがあるか。	10		
計		50		

【採点基準】

満点	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
5点	5	4	3	2	1
10点	10	8	6	4	2